

放課後等デイサービスの報酬改定に伴い「子どもの支援の必要性」に基づく公正な再判定を行うよう通知を出すとともに、その結果に基づいて報酬請求できるよう対応を求める意見書

厚生労働省は、2018年度から放課後等デイサービスの報酬改定を行い、これまでの一律の報酬から、事業所を二つの区分に分け、事業報酬に差をつけることに変えた。区分を分けるために、厚生労働省は、「子どもの支援の必要性」を判定するための16項目の新指標を定めて、放課後等デイサービスを利用する障がい児について「新指標」に基づき市町村が判定することとした。

該当した障がい児が通所児童の50%を超えると区分1に、50%以下だと区分2に分類されることになる。いずれも報酬は引き下がるが、区分1の場合指導員の加算などで、前年度並みの報酬を維持する可能性は残されるが、区分2になれば加算をしても、前年度より報酬が大きく引き下がることになり、職員を手厚く配置してきた良質な事業所が存続できなくなる。

4月当初、区市町村が行った判定では新指標を使用せず、「子どもの支援の必要性」より軽度に判定される場合が多くなっている。町田市においても75%の障がい児が非該当と判定され、8割の事業所が区分2に分類された。

町田市議会は、厚生労働省が区市町村に対して、放課後等デイサービスの報酬改定に伴い「子どもの支援の必要性」に基づく公正な再判定を行うよう通知を出すとともに、その結果に基づいて4月にさかのぼって報酬請求できるよう対応することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条に基づいて意見書を提出する。